





Title	大東亞戰爭勃發後の上海の金融界
Author(s)	小島, 昌太郎
Citation	經濟論叢 (1942), 55(5): 513-533
Issue Date	1942-11
URL	http://dx.doi.org/10.14989/131730
Right	
Туре	Departmental Bulletin Paper
Textversion	publisher

#### 會學濟經學大國帝都京

## 叢論濟經

#### 號五第 卷五十五第

月一十年七十和路

<del></del> -	<del></del>							-			
彙報	ダイ さ 注 オ	子 上 主	有島武の經濟策論	硏	新豫算と增税問題	時	强制カルテル 再論	商品群に對する需要	大東亞戦争勃發後の	<sup>於ける</sup> 佛印經濟の再編成に就い	論
	録	苑		究		論		娶	の上海の金融界	編成に就いて	叢
	超 例 學 士	F 4	經濟學士		經濟學博士		經濟學士	經濟學士	經濟學博士	經濟學博士	
	H	1	堀	-	汐		靜	青	小	松	
	F		江		見		田	Ш	島昌	岡	
	更	•	保		☱			秀	太	孝	
		Ž 	藏	·	郞	<u>-</u>	均	夫	郎	兒	

# **大東亞戰爭勃發後の上海の金融界**

#### 小 島 昌 太 鄓

日大 制限預金と現動預金 二、大東亜戦争後の上海金融機關 五、新轉服制度 六、手形交換制度の變遷 三、舊法幣の沒落と儲備券の普及 せ、 むすび

#### は カ<sup>5</sup> جج

を受けた。嘗て述べたる如く、 大東飛戦争の勃發は、 中國の金融界の情形を当だしく變貌せしめた。 上海に於ては、 儲備銀行券、軍票、舊法幣といふ現金通貨の流通面と、 殊に、 上海の金融界は、 最も著しい 銀錢兩業

が現金と交流し得ることゝなつたため、平行平面をなして居つた現金通貨の流通面と、 錯しない平行平而となつて居つたのであるが、大東亞戰爭勃發後は、 聯合準備會に於ける領用制度による同業匯劃の形に於ける資金通貨の流通面と、この二つの通貨流通面が、 匯劃制度が新藤・制度となり、 預金通貨の流通面とが同 且つ、 進劃 相交

平面の上に在ること」なつたのである。

中國側銀行の指導、交換制度の確立、 そしてかくる統合的な通貨流流面が構成せられるがために、 これらの上海金融界の變貌の跡を、 中央储備銀行の中央銀行性の弧化等が行はれたのである。 **發生的に展望することにする。** 舊法幣の流通禁止、 敵性銀行の接收または管理

## 大東亞戰爭後の上海金融機關

大東亞戰爭勃發後の上海の金融界

支那に於ける金融の特殊性、

第五十五卷 五. Ξ 第五號

第

'n

干五

卷

五

四

銭班も 共 K 昭 和 どの 十六年十二月八日大東亞戰爭の勃發と共に、 敵性金融 戦争 機關 勃發による急激なる經濟界の Ь 亦接收若しくは管理せられ 變動に備 た 上海 べて、 Z の共同 Ū て、 時 日本 租界には、 そ 側銀行 の營業を停止するものが多 直ちに þ 非 放性外! 皇軍が 國 進駐しこ 銀行 か れを接收す ~ 中 國 側 0 銀 Ś ک 行

なり、 銀行 ととは、 る預金たると中國 行を除く 返りとして、 莊 飮しながら、 錢莊も預金引出 Ö ) 轉脹制 ح れを以 度の 7 ح てす ō れらの銀行 その後、 一側の銀行磯莊に於ける預金たるとを問はず、 銀行錢班の營業は再開 改良等により、 れば r 日本側 定の制限を附けること~ 抓 制限 に對 Ļ に於て、 に拂戻すこ ح の緊急狀態に對應することを得しめたから、 正金銀行より を見るに 非敵性外國銀行及び一 とが出來ることゝ なり、 至つた。 向額 Ø 預 金 特別融資をなすこと」 た Ō 7 Ļ その 般中國側銀行が、 制限額以上 敵國 各に 預金 人及び敵國商社工場は、 その營業を再開 拂 戻に の引出には、 制限を附けられ 早くも十六日 米英銀行に預 また後述 し た。 撥款單を以てするこ Ø ( ) ) ( ) ( ) ( ) に至つ 非 如き、 70 けて居る 敵 茱 性 0 31 銀行 て r**j**r た Ĥ 國 預 敵 側 金 制 中 K を見 限 國 於 性 銀

國銀行公會も改組せられ、 け織ぐことゝ た結果とし ると 後段に於て 上海に於ける國際金融爲替市場の中 皷 7 側 な 0) なった。  $\bar{\zeta}$ 銀行錢驻に對する支配力が增進した。 それ 萷 述べる)。 述 Z によって、 Ø n 如く、 その手形交換は香上銀行より正金銀行に移り、 と共 に租 ح れら敵性銀行に 正金銀行が中 界內銀錢業同業 心となつて居た米英側 國側銀行に對する親銀行たるの地位を獲得 有 公會は、 t カ くて、 ね た中 储備銀 上海金融界は、 國側 銀行は、 行 銀行 擁護の 會長には正金銀行の上 Ø 协 大東亞戰爭と共に皇軍の 誓約をなすなどに 定は、 正金銀行を中心とする日 我 が横濱正 海 金銀 より、 同 時 支店支配 に從 行 ため接收 本側 中  $\mathcal{C}$ 央儲 前 於 銀行 Ā 0 7 備 I) 東洋經濟,2039號,13頁

ら

就任

1

銀

行

Ø

中

日本銀行調查局, 東亞經濟事情 12號, 13頁

と儲備銀行との協力を基礎とする金融機構が構成せらるゝことゝなり、 戦前に比べて、著しく異つた様相を呈す

るに至つたのである。

らしめたものである。この辦法は、當分の間、 年(昭和十七年)八月二十一日、公布せられ卽日實施せられた「金融機關管理暫行辦法」は、 この間にあつて、時日の進展と共に益。その金融統制力を强加することくなり、 江蘇、 浙江、 安徽三者に適用されるものであつて、 愈とこの傾向を顯著な 殊に民國三十一 その要旨は

變更は財政部の 許可を要すること、 三、金融機關は、 その預金支拂準備金を中央儲備銀行に預金すべきこと、

今後新設さる、金融機關は財政部の許可を要すること、二、既存金融機關の名稱、

組織、

資本金、業務等の

٦Ė 四 六、公益上必要と認めたるときは、 差金取引、 買占買溜めその他投機資金貸出の禁止、 金融機関の業務に闘し、 Ħ, 自己使用の目的以外に於ける動産不動産所有の禁 財政部は必要なる命令を發し得るといふのであ

る。 その全文を掲ぐれば次の如くである。

財政部金融機關管理暫行辦法

本辦法の金融機關とは、 その名稱の如何を問はず、左の各項に謁ぐる業務を譬むものを指す。一、預金の受入、

内に、 財政部宛提出し登記を補正すべし。

本辨法施行の際、現に業務を替む金融機關は、

左記事項を記載したる屆書に、

定款を添へ、

本辨法施行の日より

第二條

錢の貸付または手形の割引、三、爲替取引

一、名稱、二、組織、 代表者及び重要職員の住所氏名。 三、總資本金、 拂込資本金粒にその出資者氏名、四、店舗の所在地、 五、營業の範聞、 六 **資産負債表、** 

認可を受けたる後、 本辦法施行後、 之を登記すべし。 金融機關を設立せんとするものは、 左記事項を記載したる申請書に定款を添へ、 財政部に提出し、 そ

第五十五卷

五 二 形

第五號

=

大東亞戰爭勃發後の上海の金融界

二月以

二四

五.

名稱、二、 組織 Ξ 總資本金、排込資本金、四、店館開設豫定地、 五、營業の範圍、 第五十五卷 六、營業の目論見書、七、 六 存立年限

創辦の住所氏名

第四 一、名稱の變更、二、 條 金融機關は、 組織の變更、三、總資本金及び排込金の變更、 左の場合に於ては、財政部の認可を受くべし。 땓 **營業所の新設または資格變更、** 

位置變更または慶止、

金融機關の代表者及び重要職員の就任又は退任はその都度財政部に属出づべし

業務の廢止または解散、六、定款の變更

五、合併、

第五條 金融機關は、 **毎鬱業年度終了後三ケ月以内に、鬱業報告書、資産負債表、財産目錄及び損益計算書を作成し、これを財** 

第六條 金融機關は、別に定むるところにより、 預金支拂準備金として、中央儲備銀行に預金すべし。

政部に

提出すべしの

第七條

金融機關、

べし

慣習による一般の休日以外に、臨時休業をなしまたは支拂停止をなしたるときは、

**退滯なく財政部に居出づ** 

第八條 金融機關は、左に掲ぐる資金の供給のため、貸出その他資金の融通をなすことを得す。

二、買占め買溜め、その他投機の目的を以てする物件の購入資金。

、有價證券その他商品の清算取引資金。

金融機關は、 自ら投機取引を爲すことを得ず。

除く) 第九條 または不動産を所有することを得ず。 金融機關は、 暫業のため必要なる物件を收得し、または債務辨濟による擔保物件を引受くる場合のほか、 動産

金融機關は、左の各號に掲ぐる業務のほか、他業を氣管することを得ず。

一、證券の應募引受または賈買、二、倉庫業または保護預り、 財政部は、 公益上必要と認めたるときは、 金融機關の業務に關し、 = 他の金融機關の代理、 命令を發することを得る bel 金錢出納事務

第十三條 類の提出を命ずることを得。 財政部は、何時にでも、 財政部は、 何時にても、金融機關をして、その業務に關する報告をなさしめ、 金融機關の業務及び財産の狀況を檢査することを得。 または必要と認むるときは、

第十四條 前二條の規定による事項は、 必要なる場合、 中央儲備銀行に委託して、 これを虚理せしめることを得る

第十六條 五條 前二條による屆出または第三條による認可を受けずして、第一條に規定する業務を僭みたる者、またはその代表者若 金融機關が銀行公會、 錢業公會またはその他の公會を組織せんとするときは、 財政部の認可を要す。

くは重要職員は、 **金融機關が法令定款若くは財政部の命令に遠反しまたは公益を害す可** 五萬元以下の罰金または拘役に處す。 き行為をなしたるとき

の停止、 代表者若くは重要職員の解任を命じ、または營業認可を取消す事を得。 Ą 财 (政部 は

その業務

左の場合にお いては、 代表者または重要職員を一萬元以下の罰金または拘役に處す。

業務報告書の不質の記載その他の方法により官廳をたは公署を修縢したるとき。

三、第四條乃至第十條及び第十五條の規定に違反したるとき。 二、本辦法による檢査に際し、帳簿菅類の隠蔽、不實の申出、 その他の方法により檢査を妨げたるとき。

本辨法は公布の日よりこれを施行す。

本辦法に基ぐ命令に違反したるとき。

位に立たなければならぬ。 央儲備銀行が、 中央銀行たるの實を備へるためには金融機關特に銀行に對して、 金融機關管理暫行辦法に於て預金準備の集中を命じたるは、 金融の緩急を操作 この目的に出づるもので するの 地

ある。 百分の五以上、當座預金については、 九月十八 日に公布施行せられ たる同辨 百分の十以上、 法施行細則によれば、 いづれも毎月末日現在高により、 定期預金及び特別當座預金 その翌月末日までに、 については、 その

央儲備銀行に於ける準備勘定口に預け入れなければならぬ。 るときは、それを一ケ年以内に處分して換金をなし、資金を充實したければならぬ。 また、 債務の辦濟として、 その施行細則を次に掲げる。 擔保物件の 引 渡を受けた

融機關は、 次に定むるところにより、その支拂準備金を、 中 央儲備銀行における準備勘定口に預金すべし。

定期預金並に特別常座預金についてはその百分の五以上

機機關管理暫行辦法施行細

則

第

大東亜戰爭勃發後の上海の金融界

第五

75.

卷

五. 七

第五號

五

常座預金については、その百分の十以

ŀ

中

第五十五

<u>1</u>1.

八

第二條 前項各號の預金は毎月末日現在により之を定め、その支拂準備金の預金は毎翌月末日迄にこれをなすべ 金融機關は債務の辨濟として、擔保物件の引渡を受けたる場合には、 動産(證券を除く)たると不動産たるとを間はず、

業務を清算すべし。 第三條 金融機關管理暫行辦法施行前より、

ケ年以内に處分すべ

第四條 經由し、 財政部に提出すべ 金融機關管理暫行辦法第五條により作成したる營業報告書、資産負債表、財産目錄及び担益計算款は、 中央儲備銀行を

同法第十條に掲ぐる以外の業務を兼營する金融機關は、

本令施行後一ケ年内に常該

第五條 他の要項を指定し、 財政部は、 金融機關管理暫行辦法第十二條による金融機關業務に關する報告の徴求は、 金融機關より帳簿書類を提出せしむる必要ありと認めたるときは、 中央储備銀行にこれが處理を命ず。 當分の間中央儲備銀行に委託す。 提出せしむ可き帳簿書類の種類件名その

し、その施行を中央儲備銀行に命ず。 財政部は、 金融機關を實地檢查するの必要ありと認めたるときは、檢查すべき金融機關の商號店舗並に檢查事項を指定

第八條 中央儲備銀行は前項實施檢査を了したるときは、 本細則は公布の日よりこれを施行す。 詳細月つ安全なる報告を財政部に提出すべし。

を断絶すると共に、 從來中國の金融界に於て支配的地位を占めてゐた中國銀行及び交通銀行の兩行は、 それぞれ儲備券を資本金とする純商業銀行として更生すること、なつた。 九月に至り、 この雨 重慶との關係 銀行は 民 族

保有し、 新式銀行として最古の歴史を有し、 を有してゐた。 銀行と共に、 奥地に於ては兩行が獨占的に業務を行つてゐたと言ふも過言ではなき程、 謂はゆる三大政府銀行として、複合的なる中央銀行的な組織を構成し、 かゝる地位にある兩銀行が、中央儲備銀行の兩翼として活動するに至りたることは、 中國銀行は國際爲替業務、 交通銀行は國內實業の發展を主要業務とし、 民間の經濟界に甚だ深き關係 經濟金融界に大なる信用を 「金融機關管 中央

理暫行辦法」の實施と共に、

中央储備銀行をして中央銀行としての金融統制力を强加せしめるものと言ふてとが

行と民間銀行との中間に介在し、近代的な中央銀行が果すべき職能の一部を負擔し、 たるか、 る銀行業聯合準備委員會や錢業準備庫を中心とする金融機構に對し、 されたるの曉に於て、在來中國の金融界に於けるギルド的な聯合準備制度として、 同業匯劃領用制度により、 併しながら、 この聯合準備制を基礎とするものである、それは、中國側金融機關に於ける相互的、自衞的なる金融機構とし といふことが、 いま、 支拂準備金が、 實際上重要なる問題となる。 資金の創作とその調節を なして來たものである。 また、 儲備銀行に預け入れられる等のことにより、 この聯合準備制度は、 中央儲備銀行は如何なる關係に立つこと」 從來、 金融調節と手形交換とを行 中・中・交の重慶側三政府 儲備銀行の金融統制力が强 後段に述ぶる所の轉脹制 **發券の權限はなかつた** が 度 加

の金融界に何等の支障をなからしむるには、相當の工夫と準備とを要するものと云はなければならない。 ζ かゝる役割を演じ、 從來特に金融恐慌の場合に際し、その機能を發揮し、 かいる機能を盡して居つた聯合準備制度を、 中國の金融界に特殊的な色彩を與へてゐたものである。 いま、 中央銀行中心的なる機構に改組して中國

九月十日の上海よりの通信に よれば、 上海銀銭業聯合委員會に於て、 財政部の管理金融機關

暫行辦法公布後、 る事實は明白でないから、 管理金融機關暫行辦法實施細則の公布と、 の問題に關し、 各銀行錢莊の預金保證準備金の中央儲備銀行への預け替へに關して、 如何なる態様を以て聯合準備委員會と中央儲備銀行との關係が調整されるかは未だ知 同時に實施されること」なつたと報じてゐる。しかし、その具體的な 圓滿妥結を見るに至 b

## Ξ 舊法幣の沒落と儲備券の普及

大東亞戰爭勃發後の上海の金融界

るところではない。

五一九 第五號 

第五十五卷

第五 +

九 将

五二〇

を見るに至り、 とゝなつたが られるに至つた。 つてからは、 東亞戰爭勃發後、 べため、 軍票相場の昂騰が愈く著しく、 ₪ 7 その辦法及び布告は次の如くである。 ĸ 舊法幣の不安は益く深刻となり、 米英の相次ぐ敗 t 1 央儲備銀行發行の儲備祭(新法幣)と舊法幣との等價關係は全く離脫することが聲明 北 ŀζ より、 殊に三月九日、 舊法幣の不安が深刻化 遂に三月三十日、 正金銀行が軍票の建値を儲 國只 Ļ 政府の **迟國三十** 修 正整理貨幣暫行辦法 年 備銀行券に限定するこ 紹和 + 七年)三月に入 の公布の公布の

鉪 一字第 號 整理貨幣暫行辦法第三第四第六條修正 に關する布告

第三條 第四條 外は暫時流通を許可す。 民 中央儒備銀行はその發行する法幣を以て現在流通 巡 十四年十 月三日頒布の新貨幣法令の規定するところの各種法幣(以下舊法幣と稱す)は特別の情形を有するも せる各種舊法幣を回收し幣制 の統 を促成するを得る

本辦法は中華民國三十一年三月三十一日より實施 による特定のものは暫く舊法幣の使用を許す。

すべて人民の租税の納付その他政府に對する支拂は、

様に中

・央儲備銀行發行の法幣を行使すべ

į

仴

し財政部

の命令

通信第千四百.

Ø

三月三十日布告

總て民國三十 總て現 1 1 - 央儲備銀行發行の兌換券と各種舊紙幣との參價流通規定は、民國三十一年(一九四二年)三月三十 在市中に流通せる各種舊紙幣は、 一年三月三十一日以前に署名締結せる契約にして、 特別の事情あるものゝ外、 特約あるものム外、 なほ暫くその流涵を許す。 舊紙幣を以て計算して支拂をなすもの 一日より、これを廃止す。

僡 中 央儲備銀行本店の受渡方法については、 同行に於て別に之を定む。

ک ع

ĸ

五月二十七日、 の後 米英勢力の東亞諸地域より 南京國民政府は、 舊法幣の法的通貨性剝奪の聲明を發するに至り、 の敗退は、 重慶政権の孤立化を招き、 舊法幣は盆~暴落の 六月一 日附の財政部 途を辿り、

> 經濟研究第三卷第十一期一I頁 同上一2頁,同上一32頁 國際パンフレツト通信第千四百 1)

布告

2) 3) 4)

部長の定めたる場合の外、 を以て、 先づ蘇、 浙、 皖 南京、 正式の使用を認めず、 上海地區に於て六月八日より中央储備銀行券のみを法幣と認め、 養法幣二に對じ一の割合を以て、 中央儲備銀行券と交換するこ 舊法幣は 財

とを命じた。

その布告は次の如くである。

### 財政部布

於て六月八日を期し、斷乎左の措置を貨施することとし、これがため必要なる法的措置を執れり。 莚に中央儲備銀行券による通貨統一を推進するに非れば效を收むるなし。依つて今囘本部は先づ蘇、浙、皖、 近年舊法幣の敷額日に益く多きを加へ、愈鞭はその平衡を失ひ、物價は益く動搖するが散に、 新舊法幣等價流通の規程を廢止したり。 然れども、 舊幣の低落はその後益く顯著にして、ために民心動搖し、 本部は本年三月末應急指置を辦 南京、 經濟安定せず 上海地區

獅今中央儲備銀行券のみを法幣と認め、 舊幣は特に本部長の定めたる場合の外、これが正式使用を認めず。

及び交通銀行券(券面に上海以外の地名の記入あるものを除く)とし、舊法幣補助券は交換せず、常分の間同一額面の中央儲 変換に代へ、國債と交換し、又は銀行に對する預金となさしむることあるべし。交換すべき舊幣は中央銀行券、 舊法幣は政府に於てこれを回收するため、舊法幣二に對し一の割合を以て中央儲備銀行券と交換す。但し中央儲備銀行券と 中國銀行祭

銀行補助券の半價を以て流通せしむ。

三、前項の交換に伴ひ交付すべき國債については、 ならず、政府は別にこれが整理のための特殊會計を設け、 新規契約は今後一切これを無效とす。 現存の舊幣建價權、債務は舊法幣二に對し一の割合を以て中央儲備銀行券建に改められたるものと見做し、 正常なる事由あるときは中央儲備銀行に於て、額 計費的にして且つ速かなる償還を期す。 面による擔保貸をなすの 且つ舊法幣 建

劉寧するは、中央儲備銀行勢による幣制の統一を促進せんがためなり。 舊法幣の利平地區外より利平地區内の搬入については、 爾後嚴重にこれを取締るととくず。右により舊法幣の法的通貨性を

に提供し、中央儲備銀行券の交付を受くるは、 舊法幣を中央儲備銀行券と引換ふるは、 同時に舊法幣所有者を保護する辦法なり。今各人上その持するところの舊法幣を政 獨り政府の幣制統一に協力、經濟安定に放あるに止まらず、 亦以て自 らの財

第五十五卷

五. 二

第五號

大東亞戰爭勃發後の上海の金融界

2) 經濟研究第三条第十一期—3頁 同十---40頁

第五十

五卷

法を公布し、 保護する所以なり。 | 幣暫行辦法の適用方に關する辦法、 政府公報、 各界人士宜しく政府の意のあるところを察し、 財政部公報を以て刊布せるも、 整理舊幣條例、 特に茲に布告して周知せしむ。 民國三十一年金融安定公債條例、 聰明悔を残さざるの措置に出づべ 民國三十 Ļ 年金融安定公債特殊會計辦 右については本日整理

億圓 引の 禁止が の借款を興ふるの契約が成立し、 舊法幣の同收が實施せられ、 布告せら 'n 次いで七月二十八日には儲備券の信用確立の かくて儲備券の基礎盆 七月十四日には英米貨その他の敵性通貨及びこれを基準とする一 ₹ 固まり、 70 上海に於ける通貨はこの新法幣と軍票 D) 日本銀行より中央儲備銀行 に對 切 Ó 取

## 種となつた。

## 四 制限預金と現鈔預金

大東亞戰爭勃發當日、

中國側銀行は、

**營業したものもあり、** 

また、

休業したものもあ

昭

和十七年十二月八日、

て、 た。 つたが、 次い 同日夜、 日より で 、 ` 九日午前開店後一時間程經たるとき、 實行することゝなつた。 同 中國側の銀行と錢莊とは、 Ħ 部局 は 我が常局の意を享けて、 謂はゆる新轉脹制度は、 雙方の同業公會聯席會議を開催して「上海銀銭業營業暫行辦法」 工部局より 中國側銀行に對 停業命令があつたから、 この辦法によりて、 して預金の引出制限を命令した。 考案されたものであつて、 齊に休業することゝ を 預金 なつ よつ 第千四百二十五號—48頁 同,47頁

**通信**, 通信,

ッシ <u>ተ</u>

業同業公會聯合準備委員會または、 の引出 b 出制限に對處する方法であると共 0 となった。 制限に對處するために、 ۲, の新轉眼制度は中國側金融業者の自發的實行に依るもので、 制限外の支拂には「撥款單」を用ゐること、するのである。 Ιζ 錢業同業公會聯合準備庫宛の小切手のことである。 ح の金融危機の切り 拔け策ともなり、 且つ上海の金融機 我方當局の指令または勸奬に基 この轉脹制度は、 撥款單といふは、 構 を 變 t 預金引 Ū

ものではない。

との辦法は次の如くである。

## 上海銀錢業の營業暫行辦法

銀行、錢莊の營業時間は、休日を除き、 毎日、午前干時より午後一時迄とす。土曜日も亦同じ。

常座預金は、一口につき三日間を通じ、現金紙幣(現鈔)五百元までを受取るととを得る所の暫行辦法にて處理す。それ以上 金額については、撥款單にて支拂ふを得る

三、各預金者が工人の給料支拂のためにする拂出は、三日につき、平均一人賞り現紙幣廿元を受取ることを得る所の暫行辦法 て辦理する

四、定期預金は、満期の時、繼續して定期預金とするものゝ外は、元利を先づ営座預金に振替へ、第二項の方法に依り處理す。 糖保貸付は、一口につき一千元を限度とし、預金二千元以下のものに對しては、その半額を以て限度とす。

五、預金者は、纐纈預金たると新設預金たるとを問はず、現紙幣にて預け入れたる場合には、その支拂は現紙幣を以てし、 **勢法の制限を受くることなし。** 

七、民國三十年十二月八日以前振出の長短期本票は、すべて撥款單を以て支拂ふ。,右暫行辦法は市場が正常の狀態を回復したる 六、預金者が各種の手形を預け入れたるときには、その引出の場合、一律に撥款單にて支拂ふものとす。 際別に公告を以てこれを取消す。

右の聯席會議に於ては、更に小切手面上の捺印に闊して、 次の如くに定められた。

(イ)、民國三十年十二月八日より、各行莊がその當座預益者に發給する支源には、一枚一枚の支票面上に「此票祇准轉貶」或は

但し預金者が三十年十二月六日以後に預け入れた現紙幣については、何れも預金者が上述の捺印を號銷し、簽章證明すること FOR TRANSFER OF ACCOUNT ONLY. の字様の印を捺す。 により、現紙幣を受取ることを得るものとす。

(ロ)、聯合準備委員會の各往來行莊が、委員會の「割頭支票」を振出す場合には、その命額の受拂は、暫く轉題に限るべく、 つ該支票の票面上に「此票祗准轉賬」の字様の印を捺すべし。 月.

中國側銀行代表は、 更に十三日、 我財務官事務所に参集して協議したる結果、 次の決定を行つた。

來る十六日より、匯劃に依る排出は無制限に應ず。

大東亞戰爭勃發後の上海の金融界

第五十五卷

五二三

現金による排出は、當分三日間につき、 個人預金拂出は、法幣五百元、雇入の賃銀支拂用の拂出は、一人當り廿元の制限 第五十五卷

継續する 但し從業員の賞與及び俸給の支拂に必要なる現金は銀行と預金者との協議に依り支拂ひ得ることゝす。

我方當局の方針に協調して、更に次の如き申合を行つた。

思惑資金の貸出は抑壓すること。

これと共に中國側銀行は、

軍県の思惑投機は絕對に行はざること。

の處置に於ては、十二月八日以後、 以上が、 開戰當初に於て、預金引出制限に對處するために、中國側金融機器に於て實行したる處置である。と 銀行錢班が當座預金者に小切手帳を渡すときには、各葉の小切手面に、「此

この捺印を塗銷し、簽章證明せしむることになつてゐることは、辦法に定むる如くである。併し、預金者は、 通 票祗准轉賬」と捺印したものを渡すことになつて居る。從つて、預金者にして現金にて受取らんとするものは、

るのである。 じて五○○元迄は現金(法幣)にて受取り、他は撥款單にて支拂はれ、その旨を小切手の裏に記載し、署名捺印す は撥款單にて支拂はれるのである。例へば三、五○○元の小切手を振出したとすれば、彼は銀行より、 前に交付を受けた小切手帳をもつて居る。この小切手帳を用ふる場合には、制限内は現金にて支拂はれ、 そして、 右いづれの場合に於ても、 現金(法幣)を受取り得るのは、 預金者本人に限られる。 三日を從 制限外

が第三者の手に渡り、 右に述べたる所を要約すれば、 その支拂を銀行が行ふ場合には、 全額が撥款單で支拂はれるのである。

られ、一定の限度内に於て法幣を以てする引出が許される。これは混亂による取付の防止を目的としたのである。 ΙĆ 質金引出の制限すなはち封鎖預金の發生である。 そして中國側の銀行錢莊に於ける預金は全部封鎖せ

於ては、 に於ては、 はその後に於ける物價騰貴が考慮せられたものであらう。 に五〇〇元であるが、 新制度下に於ける當座預金の法幣に依る引出制限を、 一週間 週間、 に五〇〇元であつた。 預金残高の百分の五、最高一五○元であつた。更に、 舊制度の下に於ては、 ゆゑに新轉賬制度の下に於ては、 とれより嚴重であつた。 從前のものと比較するに、その制限は寬大である。 すなはち新制度に於ける現金引出の可能限度は、 民國二十六年八月の非常時期安定金融辦法 舊制度の場合に比較して、上海金融市場 民國二十八年六月の新安定金融辦法 三月 r

ح

'n

この引出されたる法幣を再び預金に轉ぜしめ、 を計り法幣の退藏を防止せんとするのである。 第二に、十二月十日以後の法幣預金は、 無制限に引出し得るのであつて、これにより法幣の銀行鑊莊への還流 封鎖預金は時日の經過と共に法幣にて引出され終るのである 次第に上海金融界を法幣經濟の 常態に復せしめ んとするのであ

の封鎖資金は、

比較的急速に法幣資金に變り得る可能がある。

撥款單は、 原則として現金(法幣)を以て決済せられないもので、たゞ銀行業聯合準備委員會並に錢薬聯合準備庫

第三に、

轉脹制度の創設であつて、

封鎖預金の引

出制限以上の引出が、

撥款單を以て行はる」ので

ある。

**こ**め

ものがあつたのであるが、 に於ける各銀行錢莊の預け金勘定の付替によつて決濟せられるのである。 れらの結果として、從來、 それが、 中國側銀行錢莊には、 整理せられて二種のものとなつたのである。 預金及びそれに對して振出さる ム票據(小切手)に、 三種の

種があつた。 大 東亜戰爭以前に於ける上海の中國側銀行錢莊の預金には、 法幣預金とい ふは、 法幣若しくは法幣票據を以て預け入れた預金であつて、 \_ 法幣預金、二、 制限預金、 法幣を以て自由 Ξ 匯劃預金の三 ١٢ 引出

大東亞戰爭勃發後の上海の金融界

五二五 **第五號** 

第五十五卷

第五十五卷

五二六

金としなければならぬ手形のことである。 Ķ 預け入れられて、 し得るものである。 定金融辦法によりて、 引出すととの出來ない預金である。 預金となつたもので、且つ匯劃を以てゞなければ、 制限預金といふは、民國二十六年の非常時期安定金融辦法、 現金たる法幣を以て引出すには一定の制限があり、 **匯劃とは、後に述ぶる如く、現金を以ては決濟せられず、そのまゝに預** 匯劃預金とは前二種の預金にして、匯割を以て拂出され、 引出し得ないものである。 その制限以上は、 若しくは、 **匯割を以てでなけれ** 民國二十八年の新安 その雁劃が

のである。 と劃頭との二種が生ずることゝなつた。 撥款單のみを以て拂渡さるゝものである。從つて、預金を移轉する撥款單その他の手形小切手にも、 削者は、 無制限に自由に現金を以て引出され得るものであり、 後者は、 前述の匯劃預金と實質を同じ 現鈔

舞ひ、

その後の現金を以てする預金と、

別個の

取扱となつたから、結局、 との三種の預金を、

すべて新らたなる制限預金の一本として仕

現砂預金と劃頭預金との二つとなつた

然るに、前述の營業暫行辦法の實施は、自ら、

前述の如く、 **劃頭といふは、** これに反し現金化せざるものであつて、 戦前中國に於て當日現金を以て支拂はるゝ支票(小切手)を意味したのであり、 たゞ手形交換を經て銀行業聯合準備委員會に於ける同業預 匯劃と言 こふは、

手形となつたのである。 金を以て支拂はれたる劃頭が、性質一變して戰前の匯劃の性質を帶ぶるに至り、現金を以て支拂はるくことなき 金の振替によつて決濟されるものであつた。 Ŧ 度 然るに、大東亞戰爭後、 随割の名稱が消滅し、 戦前に於ては當日現

#### 新 轉 賬 制

新轉脹制度

(Transfer

Dollar System)

は、

前述の營業暫行辦法の實施方法として生れたものである。

ح の制度

は 大體 従前の **匯劃制度と同様であるが、** その主たる差異を述 تخد n ば 次の 如くで

時代 上 Ø *7*4 は 止することを、 の相 はそれ 點 支票(小 從前 に於 には、 違 Ø 噟 は消滅  $\tau$ b 切手)であつ 機 匯劃は外貨轉換性をもつて居ない 劃 K 翮 能を異にして居たが、 於ける銀行 そ 度 た。 の重要なる作用としてゐたので K かって 舊匯劃制度 たのが、 錢莊 Иţ の主たる任務とするの Ø 封鎖されたる當座頒金の 預け金を以てする 新轉脹制度に於ては、 Ιţ 新制度では、 Z の當 時の が、 あるが、 法幣も既に外貨轉換性を缺い 預金たる資金より 法幣は外貨轉換性をもつて居つたから、 口 座間 振替手段は 銀行聯合準備會或 Ø 新制度の下に於ては、 振替によつ<br />
て行はれる 銀行錢莊自らが振出 外貨轉換性 は鐃紫準備庫宛 を奪ひ てゐるので 預金封鎖による經濟界 0 C ある。 ō Ŧ 以 あるから、 所 て資金の海 ح 支票で の 二 次ぎに 0 \* 種の 票 あつて、 舊 (約束手形)或 通貨は、 外逃 兩者 滙 劃制 0 その 混亂 避 Ó を防 機 决

以 r 変 對して、 銀行 粱同 定の 業公會聯合準備委員會並 財産を提供 し「同業匯劃」を領 に酸紫準 崩 帰庫 Ļ それ の各加盟銀行 をそ のま 一錢莊は、 4 聯合準 備委員會に於ける彼等 上海銀行業同業公會聯合 0 潍 雁 備 割當座項 委員

防止

せんとすることを、

更

K

新轉賬制度

度

は

謂 そ

はゆ

る同

紫匯劃の

領用制度を廢止した。

從前

の匯劃制度に於て

は

(民國二十

八年六月

である。

十年 擔保品も 金として預け入れ、 とすれば、 (昭和十六年)十二月十二日限りを以て、 述 Ø 亦 全部返却さ ح 各銀行錢莊が 7 ĸ そ 礼 n を同 また、 702) こ の 擔保財産の提供を基礎として、 、業匯劃の決濟資金としてゐたので 舊匯割制度 領 用同業匯劃制度に代つて、 と新轉展制度との間 律に劃頭を以て全部返濟せられ、 相 である。 互負 如何 に著しい差異がある譯である。 債の機構 なる制度が設置され 然るに、 により資金を創出する その所謂 各銀行錢驻の提供 た 領用同業匯劃 カュ は不明 尤も民國三十 Ō 4 70 る領用 ō 二は民団 る が 雅劃 畝 年

10

大東亞戰爭勃發後の上海

0

) 金融界

Ŧ.

+

五卷

五.

第五號

三

1) 2)

を提供して、 六月一日に上海銀行業同業公會聯合準備委員會は辦理各行莊拆放事宜曹行辦法を施行し、 聯合準備委員會より拆借することを得ることゝしたが、 その拆借期間は 値に十日と定められた 銀行錢莊は一定の財産

舊匯劃制度の下にありては、 県據に劃頭県據と匯劃県據とがあり、 後者は「同業匯劃」(INTERBANK SETTILE

**これはコ** 

ールローン的な資金の創作に過ぎないものである。

る。匯劃票據と匯劃預金は現在は旣に消滅し、 「現鈔」(CASH)の捺印あるものは現鈔(法幣) 票據であり、他は「此票祗准轉賬」(FOR TRANSFER OF ACCOUNT または の捺印があつた。然るに、現行の轉騰制度に於ては、票據は、 TRANSFER DOLTAR) の捺印のあるものも、 前述の如く、 この捺印のないものも、、いづれも新劃頭票據であ 全部劃頭票據であつて、 そのうち

拂を請求する者には期日の翌日に 支拂はれるものであり、 なる言葉が專ら用ゐらるゝやうになつた。元來は、匯劃は主として交換によつて決濟せられる手形で、 て支拂はれないものとせられ、全く、最近の匯劃と同じ性質のものとなつたから、匯劃なる名辟が廢止せられ、 た。そして、 新轉張制度の採用と共に、従來用る慣れたる「匯劃」なる言葉の代りに、これも元から用ゐられて居つた「 戦前のそれと根本的に異なるものとなつたのである。 劃頭は期日の當日に於て現金拂のものであつた。然るに新轉脹制度に於て、 最近には、 現金にては 全く支拂はれないものとなつ との劃頭が、 特に現金 現金を以 割頭」

味は、

專ら劃頭なる言葉が用ゐられること」なつたのである。 匯劃之舊名義取銷。 相變らず用ゐられ、新轉眼制度も新匯劃制度といふものがある。併し、「匯劃なる名稱は匯劃總會なる言葉 **卽鸕頭與舊時之颾鸕無別」。** 然るに、一般の世間に於ては、 「劃頭原本爲當日支現之支票。 劃頭預金と劃頭票據とになつたのであるが、その意 久しく慣用されたる雁劃とい 今既改爲應割性質。 而將

に於て使用 されるだけであつて、 今や上海金融用語からは抹殺されてしまつた點を注目すべきである。 故 ار ح Ø

新らしき制度を匯割制度と呼ぶのは正 しくなく、 むしろ轉脹制度又は劃頭制度と言つた方がよい いのである。」

ح の場合 の新轉脹制度と關聯して、 に於て、 (イ) 該預金の受入は、 昭 和十 七年一月七日より、 日本人たる顧客が 自己の取引に付き、 日本側銀行も劃頭預金勘定を開設することいなつた。 受取りたる匯劃手形 Ê しく言

劃頭

手形のこと、

以下同じ)

を以てする場合に限るのであつて、

會宛自行

の匯劃手形を振出して、

交付する。

(<u>^</u>)

本邦銀行は匯劃の需要者に對し、

自行の聯合準

備

會宛匯劃小

中顧客が匯劃預金の拂出を求むるときは、

日本側銀行

その拂出は匯劃手形を以てするを原則

とす

うるが

の都合に依り現金を以てすることが出來る。

可を得るを要する。 切手を賣渡す、 (三顧客が匯劃預金勘定の現金拂出を受けんとする時は、 但し一ケ月を通じ五千元以下の場合は許可を要せざること、が規定せられた。 豫め當該本邦銀行より財務官に申請

くて、 日本側も 劃頭を受入る人ことを得ることになり、 定の制限 の下に劃頭預金の現金化の便 宜も與

ņ 目 [華間 Ø 取引 の圓滑に資すること」なつた。

時に於ける匯劃と同様、 劃頭は制度上、 現金(法幣)に交換し得ないのであるが、 實際上、 貼現(割引)によつ

ζ,

現金化し得る途が開 かれ 7 ある。 大東亞戰爭勃發の當初、 その割引率は甚しく 大であつたが、 漸次上海

漸増とにより、下落しつゝある。 現鈔が ムが附くこともあり得ることである。 一遂には市場に多敷流入するであらうから、 銀行週報は「大勢の趨くところ、現動(法幣)を携帶 と言ふ。 舊匯割の時代に **將來は割引が** b 消 起しきに 7 るプ

第五十五卷 五二九 **第五號** 三七

その金融的環境(主として現金轉換性)に相違が

a

ミア

A

現象が一時見られたのであるが、

舊匯劃と新劃頭とは、

大東亜戦争勃發後の上海の金融界

至つては、

劃頭に却つてプレ

ミア 낁

るは厄介であり危險も多 融市場の安定と法幣資金の

v 上

1) 2)

報,昭和十七年三月二十九十 行調查局,東亞經濟事情,第 一一一六卷,第一期第

三八

第五 一十五 卷

るから、 その點は疑問である。

側銀行の現金化 劃頭預金の現金化に關し、 の權限と相共に、 それを通じて、財政部が貼現率の統制もなし得るやうである。 銀行業聯合準備委員會にも、 その權限が附與されて居るやうであつて、 この點に關し、 日本

銀行週報は次の如く報じてゐる。

出し、該會に向つて現鈔との箜儨引換を請求することが出來、該會は各銀行の現鈔口座に記帳することゝなつた。その日時は、 **行業聯合準備委員會の往來銀行は、均しく左記の日時に該會所定の每會引換數量に阻して、捌頭往來戶轉帳罄請啓或は支票を振** に決定した。錢莊方面は、銀行羨聯合準備委員會が錢懿準備庫に供給し、別に各錢莊に直接には供給しないけれども、凡ての銀 百元と換へ得る。銀行業聯合準備委員會は、 「本市の劃頭票據の割引率が連日激騰し、 五月二十五日より三十日まで、第二次六月一日より十日まで」である。 最高每萬元につき一千五百元である。すなはち現鈔(法幣)一萬元と劃頭一 劃頭の割引率の再騰に鑑み、 同業の需要を調節するため、 再び現鈔を供給すること 萬

以上の如く、 **劃頭も現金化の餘裕が置かれてゐるのであつて、この點に於ても新轉暖制度は從前の舊匯割制度** 

であつたが、 國二十四年六月より、 と異つてゐる。 に於て受渡する手形小切手に限り、 附設せられることゝなつたのである。交換所成立當初に於ては、そこに於て交換決濟せられるのは、 |海の新式銀行問には、 民國二十二年に初めて手形交換所(票據交換所)が設立せられ、上海銀行業同業公會聯合準備委員會 銀行業聯合準備委員會と錢業聯合準備庫との仲介のもとに、 手形交換制度の變遷 もと、手形交換機闘なく外灘銀行や、 銀行と竣驻間及び銀行と外灘銀行間 で割總會を通じて、手形交換がなされ の手形は從前通りであつた。 兩者間に於て一括して相殺振 それが民 新式銀行 てゐたの

間  $\alpha$ 

替が 會の票據交換に加入して、 行はるる ことしなり、 民國 錢莊、 一十八年より、 銀行間 の手形の集中交換がなされること」なつたのである。 上海銀錢業票據集中交換辦法により、 鎚 業 /準備 庫 が 2聯合準 備委員

亞戰 あつ 方法 箏 ĸ 變更されたのである。 勃發の約三ケ月前、 於ける清算(クリヤリ 從前 上海に於ては、 の交換銀行及び委託代理交換銀行の區別を廢 **とのクリアリ** 統 ング)を採用し、 それは、 的 な近代式手形交換制度が、 上海銀行業聯合準備委員會變更票據交換制度辦法 ン ッ の方法が改められて、 その差額が帳簿上の付替によつて決濟されてゐたのであるが、 Ļ 漸次完成に近づき、 様に特約往來銀行となし、 聯合準備委員會によるコレ その採用する方法も Ŧ Ħ. |條に規定され 各特約銀行は舊 ŋ シ 3 日 代 本 たの (收)の മ 大東 時 如 7 17

準備 やうに改めら 面 8 委員會に 繁多複雑となり、 於ける各自の れた理由として、「近來各種票據の數が日に增加 手形決済の手續は、 頁 票據交換についても、 がけ金間 全部聯合準備委員會が擔任 の 振塔をして貰 計算の ふ仕組 時間、 Ċ **ある。** Ļ Ļ 揚所 票據交換所が有名無實となつたのである。 清算手續の一致が困難となり、 0 面積 1 限度 が ð Þ 簡單 ならんことを求 聯合會の事 ح t 0

於けるが

票據交換所に定時に會することなく、

各別に聯合準備委員會に、

謂はゆる代收を委託して、

聯合

そ 真實の理 由が奈邊にあるかは疑問で あるが、 この代收方法による手形交換 制度 Ŕ 大東亞戰 鈩 勃發後 再 T, るも

如何ともなし得ず、

手續の統

\_\_ の

倫敦交換所の常用せる交換制度を参照し、

すべての票據交換を

様

に代牧方法を以てする清算に改めた」

とそめ、

辨法

の前書きに載せて

ねる。

'n

ァ

會聯合準備

大東亞戰爭勃發後の上海

の金融界

第五

士五

\*

五

第五號

三九

委員會恢復定時票據交換制度辦 の方法に復歸したの である。 それは民國三十一年(昭和十七年)五月一 法 によつて規定せられ、 = v ŋ シ ∄ ン ĸ 日より施行の上 よる交換方法 7, 海 銀行 再 び定

> ) 中央銀行月報,第十卷,第九號,274頁 ) 銀行週報,第二十六卷第十七十八期合刊,4」

第五 **干**五 卷

のクリアリングによる交換制度に恢復されたのである。

られたのであるが、手形交換に關しても、中央儲備銀行券を本位となすことゝなり、 り中央儲備銀行券のみを法幣と認め、 そして民國三十一年(昭和十七年)六月一日より、前述の如く、 舊法幣二に對し一の割合を以て、中央儲備銀行券と交換することが規定せ 財政部布告を以て、上海地區に於ても六月八日よ 銀行聯合準備委員會は、舊

本會は、舊法幣現鈔及び舊法幣劃頭の票據交換を均しく六月一日より停止す。 中央儲備銀行建の票據交換をなすことゝなつた。概略次の如し。

法幣による現鈔及び劃頭の票據交換を停止し、

六月一日より、本會は中儲勢劃頭票據交換を增辦す。

法幣劃頭票據を受入れたるときは、一枚毎に、二對一の割合を以て、別々に中儲劵(すなはち中儲劵現鈔)及び中儲劵割 と換算すべし。而して換算せる金額を票據正面に紅色の數字を以て明記し、別々に交換或は委託代收に提出すべし。 六月一日より、交換銀行、委託代理交換銀行及び其他往來銀行錢莊が、五月三十一日以前の振出にかゝる舊法幣現鈔及び舊

轉股聲調書或は支票を以て二對一の割合を以て、 各銀行錢莊が、本會に有する法幣現鈔預益は、各行莊に於て、民國三十一年五月三十日限りの本會借方殘高を、六月一日、 中儲券金額に換算し、 各當該銀行錢莊の從來より有する中儲券口座に振替

各銀行錢莊の本會に有する舊法幣劃頭預益は、各銀行錢莊に於て、民國三十一年五月三十日現在の本會借方殘高を、 轉版聲葥書或は支票を以て本會に送り、二對一の衝合を以て中儲券劃頭金額に換算し、 別に中储券劃頭口座を開きこれを

るべし。上述中儲券口座は中儲券現鈔口座とす。

なほ、 受入るべし。 **礒業準備庫に於ても同様の規定が公布せられ、** その禀據交換が全部中央儲備銀行券建となつた。

t 4 び

較すれば、次の如き、 大東亞戰爭勃發以後の上海に於ける金融界の狀況は、 變化をなしつゝあることが注意せらるべきであらう。 略。, 右に述ぶるが如くである。これを戦前の狀況と比

六月一

1) 2)

從前の「不付法幣」すなはち、 現金化せざる匯劃資金の流通と、 現金の流通との、全く遊離したる二つの通

貨流通面が、 平行平面たる狀態であつたのが改められて、現金通貨と預金通貨とが、同一平面上に相交流する所

の通貨流通狀態となりたること。

並びに、劃頭手形が現金を以て決済せられざるものとなりたること。 二、現金化につき、古くは、翌日拂であり、近くは、不能であつた所の匯劃なる制度が廢止せられたること。 從つて、匯劃手形と劃頭手形

られたる匯劃の言葉を以て、 きものとなり、 名稱の上に於て、劃頭手形一種となりたること。 尙ほこの 劃頭手形を呼稱せるため、 二者は、 事實上に於ては、 また従つて、一般世間に於ては、久しく慣用せ 同一物を名差す所の 温別

ギルド的といはるゝ 銀錢兩業同業公會の金融上に於ける機能と地位とが、 中央儲備銀行に移りついある傾

向にあること。

言葉となりたること。

削 る關係に於て手形交換を行ふことゝなり、略s、 殆ど別々の交換組織をとつて居つた所の、 中國側銀行、錢莊、 統一的なる交換組織が成立せんとするに至りたるでと。 及び外國銀行の三者の各團體が、相當密接な

四、手形交換の方法が、イギリス式のコレクション法を改め、我が國と同様のクリヤリング式となり、

且つ從

Ŧ. 各種各様の通貨が、 整理せられ、軍票と、 儲備券との二種となり、 一八對一○○の交換比率に於て、

これら、五つの變化を大觀すれば、 外貌と形式とに於て、 上海の金融界は、 殆ど、 近代金融界の様相

價値基準が一元化したこと

を備 かに へん

働くであらうか?。 としつゝあることが親ひ知られるであらう。その中國的といはれる特殊な性格が、この近代様相の裡 吾等の注意すべきは、 正にこの點にあるであらう。 

第五十五卷 五三三 第五號

大東亜戰爭勃發後の上海の金融界